

(7) 専門職学位課程教育課程連携協議会

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

専門職学位課程教育課程連携協議会は、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、学校教育・教育行政機関等（以下「教育機関等」という。）との連携により、大学院専門職学位課程の教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するために設置されている。

イ 組織の構成及び構成員等

専門職学位課程教育課程連携協議会は、①学長が指名した副学長、②学長が指名した教員若干人、③学校現場又は教育行政機関等において学校教育に関する業務に従事している者であって、その実務に関し豊富な経験を有するもの、④新潟県教育委員会から選出された者、⑤新潟市教育委員会から選出された者、⑥その他学長が必要と認める者で構成されている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

令和 6 年度においては、専門職学位課程教育課程連携協議会を 1 回開催した。

※回数は令和元年度からの通算

- ・ 第 10 回 令和 7 年 3 月 25 日（火）～ 31 日（月）（オンライン双方向 WEB 会議）

イ 審議された主な事項

- ・ 本学教育課程

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

令和 7 年度大学院専門職学位課程教育実践高度化専攻開設授業科目、遠隔教育活用修学プログラムの実施について内容を説明し、新潟県教育委員会、新潟市教育委員会、新潟県立教育センター、新潟市立総合教育センターに意見を伺った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

令和 7 年度大学院専門職学位課程教育実践高度化専攻開設授業科目、遠隔教育活用修学プログラムの実施について説明したが、特段の意見はなかった。

来年度以降も引き続き本協議会において意見を聴き、教育課程の編成を行っていく必要がある。